

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

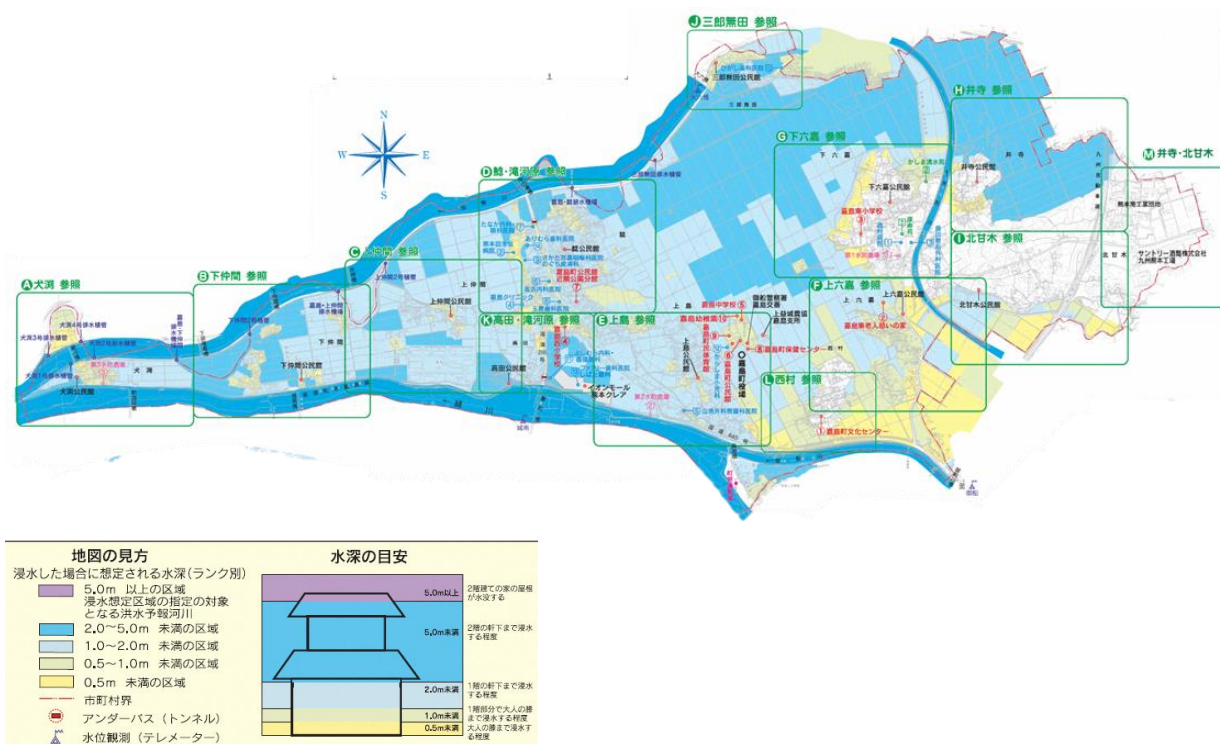
(洪水：ハザードマップ)

熊本県の中心都市熊本市の南部にあり、北緯 32 度 44 分 11 秒、東経 130 度 45 分 34 秒の地点に位置し、面積は 16.65 km²、東西への広がりは約 9.8 km、南北の広がりは約 3.9 km となっている。前述の各河川に囲まれているため、町内ほぼ全域において浸水が予想されている。

嘉島町洪水ハザードマップによると、当会が立地している町道鯉駅中学校線付近の浸水予想は、0.5 m～1.0 mとされている。町内の一部において、最大で5.0 mの浸水が予想されているが、平成11年に堤防概成、平成13年度から平成16年度にかけて排水機場が完成し、それ以降、水害は発生していない状況である。

↓嘉島町洪水ハザードマップ

(URL : <https://www.town.kumamoto-kashima.lg.jp/q/aview/111/223.html>)



(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で26%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

主な風水害履歴は次の通りである。

・昭和28年6月26日【梅雨前線】死者291名、行方不明者272名、床上浸水48,937

戸、床下浸水39,066戸

- ・昭和57年7月24日【梅雨前線】床上浸水257戸、床下浸水345戸
- ・昭和63年5月3日【停滞前線】負傷者1名、床上浸水240戸、床下浸水350戸
- ・平成5年6月17日～19日 床上浸水1戸、床下浸水15戸、非住家8戸
- ・平成7年7月2日～5日 床上浸水9戸、床下浸水90戸、非住家59戸
- ・平成7年8月豪雨
- ・平成9年7月7日～11日 床上浸水13戸、床下浸水150戸、非住家131戸

近年の河川改修等により、水害常襲地帯であった本町は以前と比べて劇的に被害が少なくなったが、台風が九州の西側に接近又は上陸する場合などに被害が発生しやすい。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症の全国的かつ急速なまん延が発生した場合、本町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 ※参照：当会独自調査資料 令和8年1月 日現在

- ・商工業者数 438人
- ・小規模事業者数 342人

【内訳／県被害調査区分】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所立地状況等）
卸売・小売業	124	96	主に中心地域に分布
宿泊・飲食サービス	31	27	主に中心地域に分布
製造業	52	23	主に東地域に分布
建設業	126	117	主に東、西地域に分布
その他	116	97	主に全域に分布
合計	449	360	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組（嘉島町役場）

- ・防災計画の策定、避難所の設定
- ・防災訓練の実施、連絡体制の構築
- ・防災備品の備蓄
- ・嘉島町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・自治体及び民間企業との防災協定の締結
- ・デジタル防災行政無線
- ・公式LINEを追加

2) 当会の取組（嘉島町商工会）

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

- ②地区内の小規模事業者においては、事業者BCP（もしくは事業継続力強化計画）の策定の必要性に関する認識がまだ低い現状が見られるため、事業者BCPの必要性を周知する必要があり、感染症対策においては、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性についても周知するなどが必要である。

【対策】

- ①緊急時対応について具体的な行動計画とマニュアルを整備し、関係機関との協力体制を明確化する。あわせて、平時から研修や訓練を実施し職員の対応力向上を図るとともに、保険・共済に関する知識習得を進め、助言体制を強化する。
- ②小規模事業者に対し、セミナーや個別相談を通じて事業者BCP（事業継続力強化計画）の必要性を周知し、策定支援を行う。あわせて、感染症対策の基本ルール整備や衛生品備蓄の重要性、保険を活用したリスクファイナンス対策についても継続的に啓発する。
- ③国をはじめ関係機関等から事業継続計画（BCP）の策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見があっているため、小規模事業者向けとして事業継続力強化計画の策定支援から取り組む。

3 目標

- ・ 当会より地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、保険等影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

< 定量目標 >

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	5	5	5	5	5

BCP策定件数：経営指導員・経営支援員1名あたり1件を策定目標とする。

< 事業者BCP策定の推進に関すること >

- ・ 地域内事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを年に1回実施する。開催通知は、対象者への郵送及び当会と当町広報のページにて情報発信する。
- ・ 事業所が策定した事業継続計画（BCP）（もしくは事業継続力強化計画）の取り組み状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うなどのフォローアップを実施する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・事業継続の取組に関する専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・商工会自身の事業継続計画の作成 当会は令和8年1月、事業継続計画を策定（別添）

（3）フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・嘉島町事業継続力強化支援協議会（構成員：嘉島町商工会、嘉島町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を嘉島町商工会と嘉島町で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、嘉島町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合に、当町または当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

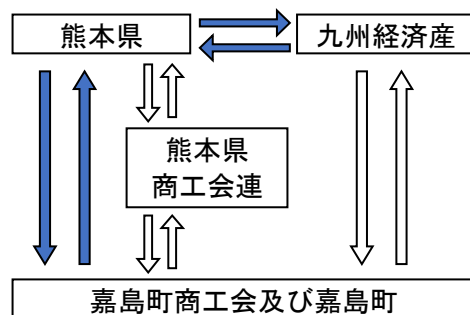
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共有する
9週目以降	週に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「嘉島町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告、および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町は共有した情報を、熊本県商工政策課、熊本県商工会連合会宛てにメール又はFAXにて報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当町より熊本県へ報告する。



④ 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について嘉島町と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。(国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国や県、町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当町で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・ 発災後の各種支援制度(融資制度、補助制度等)についても、国の機関や熊本県等を通じて当会及び当町で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ 定期的な広報誌などで域内の事業者継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・ 同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続強化計画の策定を支援する。

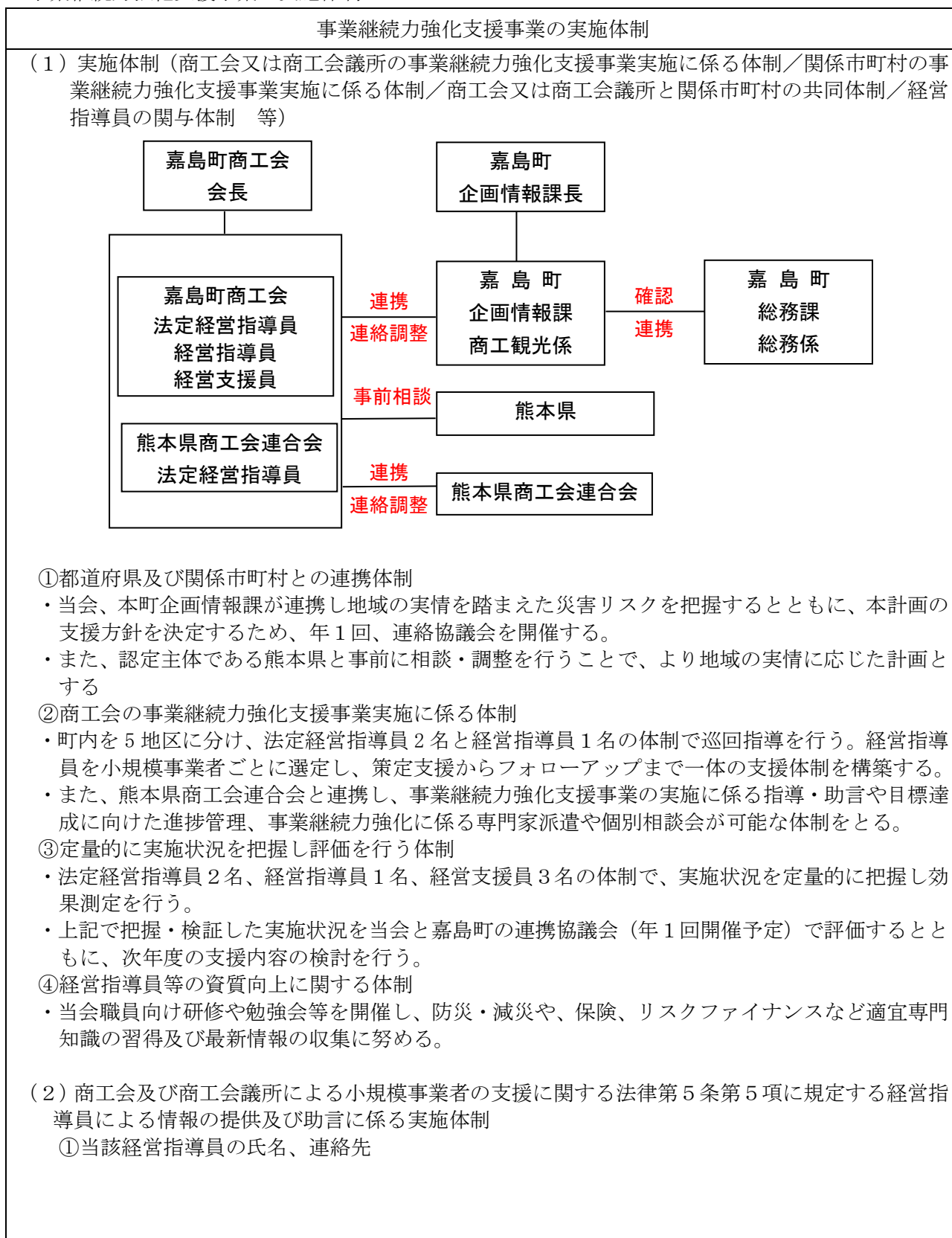
(5) 関係団体等との連携

- ・ 連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法)中小企業基盤機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



氏 名	連絡先
後藤政一（嘉島町商工会）	後述（3）①参照

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）
- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回）

③広域経営指導員の当否

経営指導員 井上知揮は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

（3）商工会、関係市町村連絡先

①商工会

嘉島町商工会

〒861-3106 熊本県上益城郡嘉島町上島 929

電話：096-237-0734 FAX：096-237-3251

E-mail：kskasima@lime.ocn.ne.jp

②関係市町村

嘉島町役場 企画情報課

〒861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島 530 番地

電話：096-237-2641 FAX：096-237-2359

E-mail：kikaku@town.kashima.kumamoto.jp

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	120	120	120	120	120
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	100
・ 協議会運営費	10	10	10	10	50
・ セミナー開催費	10	10	10	10	100
・ 防災感染症対策費	50	50	50	50	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、嘉島町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。